

高等学校卒業程度認定審査について

背景・趣旨

○現行制度では、飛び入学者は、高等学校等を中途退学して大学へ入学することとなり、大学入学後に大学を中途退学するなどして進路変更をしようとするとき、当該学生は高等学校等卒業の扱いとならず、就職や資格試験等の受験において困難が生じるとともに、飛び入学の活用が促進されない一因となっている。

○グローバル化の進展に伴い激化する国際競争の中で、新たなイノベーションを創出し、国際的に活躍できる人材を育成するため、飛び入学制度の活用を図っていくことは重要であることから、大学への飛び入学者について、高等学校卒業と同等の法的地位や社会的評価が得られるための仕組みを構築することが必要である。

※参考：大学への飛び入学者（累計）161名（令和8年7月時点）

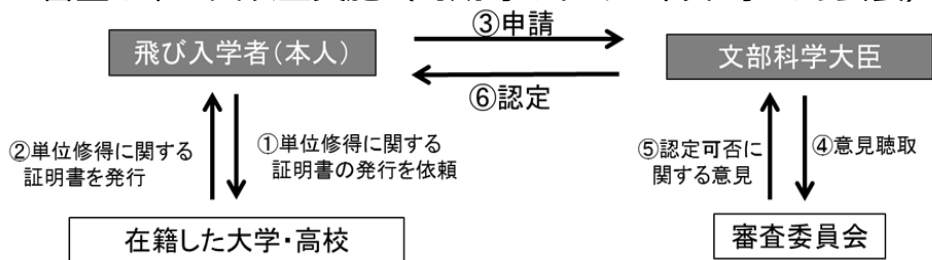
制度内容

○制度概要

大学への飛び入学者について、入学した大学での一定の単位の修得状況をもとに、高等学校において3年の課程を修了した者と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定する。

○審査の流れ

審査は年1回以上実施（時期等はインターネット等により公表）。



○認定の基準

- ①高等学校で50単位以上を修得していること（高等学校以外の学校種の場合には、高等学校における50単位以上の修得に相当する学修の成果を有すること等）
- ②大学で16単位以上を修得していること
- ③修得した単位の分野が著しく偏っていないこと

○審査委員会

高等学校、大学関係者等を委員として構成する。

○認定の効果

認定審査に合格した者を高等学校卒業程度認定審査合格者とする。同合格者に対して合格証書を授与する。

また、学校教育法施行規則を改正し、同合格者を大学に入学することのできる者に加え、高等学校卒業と同等の法的地位を与える。

○留意事項（「高等学校卒業程度認定審査規則の施行について（通知）」（令和4年4月1日）

・飛び入学制度の実施大学は、飛び入学の検討者や既に飛び入学した者に対して、認定審査について周知いただきたいこと。

・各大学は、飛び入学制度の導入及び積極的な活用を改めて検討されたいこと。その際、飛び入学制度の適切な運用を図ること。

・各高等学校等は、飛び入学のために中途退学した者に対し、認定審査の利用の有無に関わらず、本人の希望も踏まえつつ、卒業生に準じた配慮を検討いただきたいこと。

（例）卒業アルバムや同窓会名簿等への掲載、卒業式や卒業生の参加するイベント等への招待、一般の「卒業生」に代わる呼称（例えば、「名誉卒業生」や「同窓生」等）の検討